

告 示

埼玉県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十年八月二十九日認可した。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽尾表前土地改良区

二 事務所所在地

滑川町